

F0-A-26-1102-01

施設側の確認・承認権限の沿革

倉橋修司の当時と現在の担当を、浅葱の契約判断権限と分けて記録します。

原資料作成日	2026.11.02
原作成・担当	施設管理者 管理統括担当
文書番号	FO-A-26-1102-01

倉橋修司は、2017年4月から6月の対象施設について、設備業務の発注・検収および利用者案内に関する施設側原因説明の承認を担当した。2017年6月13日付FO-C-17-0613-01および6月15日付FO-Q-17-0615-02の承認欄は、同人の職務上の承認である。

2026年4月からは、施設管理者の再開発調整担当として、工程に伴う資料整理案の取りまとめに従事している。2026年11月2日の保全解除申請は同人が申請者として提出した。申請を受け付けたことだけで保全停止の効力は生じず、施設管理者の管理統括担当による別の決定を要する。

浅葱都市運営株式会社の契約スタッフとの契約終了・更新見送りを判断する権限は同社にある。倉橋の施設側原因説明を、浅葱の雇用・契約判断そのものとして扱わない。

時点と権限の対応

時点	倉橋修司の担当	権限に含まれない事項
2017年	施設側の設備発注・検収・原因説明の承認	浅葱の契約スタッフの契約判断
2026年	再開発の工程調整・保全解除案の申請	単独での保全解除決定、保管先への廃棄指示

FO-A-26-1102-01

保存記録 / 提供用抄録

提供・参照情報

提供日	2026.11.02
抄録作成日	2026.11.02
原資料の出所・保存経路	施設管理者の職務分掌改定簿と発令台帳を照合し、同管理者が提供を承認した抄録。整備事務局は、受領した資料の作成者表示を保持して掲載。
作成・提供の目的	2017年の発注・検収および現在の保全解除申請について、責任部署と承認権限を照会先へ回答する。

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2026.12.14

2017年の実施確認書 ↗

保全解除申請の初版 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：<https://renewal.piveh.com/about-this-site/>